

西尾市公告第 328 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び西尾市債権管理規則（平成23年西尾市規則第117号）第3条第2項の規定により、送達を受けるべき者を次のように公告する。

なお、送達すべき書類は、西尾市総合政策部秘書政策課に保管しており、いつでも送達を受けるべきものの申し出により交付する。

令和8年7月24日

西尾市長 中 村



1 送達すべき書類

【督促】西尾市市民生活応援給付金の返還について（通知）

2 送達日

令和8年7月31日に送達があったものとみなす

3 送達を受けるべき者

LE BAO QUOC